

地盤技術フォーラム 2026

土壌・地下水浄化技術展

PFAS対策ゾーン

基礎工技術展

地盤改良技術展

災害対策技術展

出展申込書

2026年9月16日(水)~18日(金)

10:00~17:00

東京ビッグサイト 東ホール

※必ずコピーをとり、控えとしてください。

申込要項・出展規定(裏面)に基づき下記のとおり出展を申し込みます。

年 月 日

●出展展示会(チェックを入れてください)

☐ 土壌・地下水浄化技術展 ☐ PFAS対策ゾーン ☐ 地盤改良技術展 ☐ 基礎工技術展 ☐ 災害対策技術展

●出展登録者名(本展の招待状等に掲載される名称となります。※複数社名、略称でも結構です。)

和文

英文

◆出展者ホームページ

◆招待状を [] 枚希望する(無料で何枚でもお送りします。)

●会社/団体名(連絡・請求先の社名・団体名となります。)

●代表者(役職・氏名)

印

■展示担当者所在地 〒

■担当所属部課名

■役職

■展示担当者名

印

■TEL

■FAX

■E-mail(主な連絡はメールにて行います)

◆申込小間数

※料金は全て税込みです。

☐ Aタイプ	451,000円 × [] 小間 =	円
☐ Bタイプ	264,000円 × [] 小間 =	円

小間形態(4小間以上の出展者のみ
チェックをしてください。)

- A ☐ ブロック小間(偶数小間のみ)
B ☐ 並列小間(5小間まで)
C ☐ 独立(6小間以上)

◆製品・技術発表会

@ 55,000円 × [] セッション = 円

< 発表テーマ(20文字以内) >

◆公式Webサイト バナー広告

@ 55,000円 × [] 枠 = 円

問い合わせ・
送付先

展示会事務局

(株)シー・エヌ・ティ

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-24-3 FORECAST神田須田町4F

TEL. 03-5297-8855 FAX. 03-5294-0909 E-mail: info2026@sgrte.jp https://www.sgrte.jp

申込要項・出展規定

●出展申込

出展を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ展示会事務局までお送りください。ただし出展物が展示会の趣旨にそぐわない場合は出展をお断りする場合があります。

●出展申込締切

2026年5月15日（金）

●出展料金支払

出展申込受領後請求書を発行しますので記載された期日までに出展料をお振り込みください。振り込み手数料は出展者でご負担ください。入金が確認されない場合は出展できない場合があります。

●出展申込後の取消し

出展申込後（FAX送付も含む）の申込面積の一部または全部を取消すことは原則としてご遠慮願いますが、止むを得ないと認められる場合は次の通り取消し料を申し受け、出展を取消します。

キャンセルのお申出日	キャンセル料
2026年5月16日～2026年6月末日	出展料の50%
2026年7月1日以降	出展料の全額

●出展料に含まれる費用

基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
共有施設の工事費及び維持費
来場者プロモーション費
来場者サービスにかかわる費用（会場案内等の制作）
会場事務局運営・安全管理・警備費用

●出展料に含まれない費用

出展者の小間装飾費・搬入費及び運営費用
電気・ガス・水道等の設備一次幹線工事及び二次側工事と使用料（パッケージ装飾申込は別途）
臨時電話等通信回線の架設費用と通信料金
出展機器及び対人傷害などの保険料
会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
その他、通常出展料に含まない費用とみなされるもの

●小間位置決定

出展申し込みに応じて主催者で配置を決定し、小間割図を作成し、各社に通知します。（7月頃）

●出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者及びその代理者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換する場合は展示会事務局の許可を得てから行ってください。

●補償

出展者及びその代理者が他の小間、展示会事務局運営設備、又は展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任になります。

●保険

出展者は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをお勧めいたします。

●出展物の搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場への設営工事期間等については、後日ご案内致します。期間中は展示会事務局の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示品や小間内の保守及び清掃は、出展者の責任で行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展者の費用及び危険負担で展示会事務局が撤去します。

●展示会の中止・中断・変更

- (1)以下の場合により、主催者は展示会の開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、展示会を中止、中断、会期の短縮および会期日程や会場の変更をすることがあります。
 - ・展示会が開始される土地建物が利用できなくなった場合及び開催に不適切と主催者が判断した場合。
 - ・政府、行政、及び公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないと判断した場合。
 - ・不可抗力の事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合。
- (2)前項の不可抗力の事由とは、台風、豪雨、暴雨、水害、地震などを含む天災地変、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責めにやらない事由を指します。
- (3)出展者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとします。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益的な事態については責任を負わないものとします。
- (4)会期前、会期開始後に中止、中断と判断した場合、お申込みいただいた出展料はそれまでにかかった合理的な経費を差し引きご返金いたします。既に出展料をご入金されている場合は出展料からそれまでにかかった経費を引いた金額を返金いたします。未入金の場合は、出展料のご請求書は破棄いただき、別途それまでにかかった経費に関してご請求書を発行いたします。指定期日までに振込みください。

●展示会の運営と免責

展示会事務局は展示会の業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行います。又、この出展規定に記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が「出展規則」ならびに展示規則、その他出展者がマニュアル上で規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。この場合、既に払い込まれた出展料等は返却しません。展示会事務局は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いません。

●契約の解除

- 主催者は出展申込者が次のいずれかに該当するときは、事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。
- ・出展料の全部または一部を支払わない場合。
 - ・手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
 - ・仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
 - ・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき。

●個人情報の取り扱いについて

出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守してください。特に第三者提供を行う場合は、必ず本人から同意をとってください。

出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営してください。

出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、削除、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。

出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の該当者との間で、紛争などが生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際の責任を負いません。

●出展規定と展示規則の承認

出展者及びその代理者はこの「出展規定」及び展示会事務局が制定する展示規則を承認したものとします。

【お申し込み・お問い合わせ】 表面記載の展示会事務局までご連絡ください